

## 回 答 書

平成28年11月28日  
東日本電信電話株式会社

N関労東第16-01号(平成28年11月14日)をもって提出された要求書に対し、次のとおり回答します。

| 組合要求   | 会社回答   |
|--|--|
| 1. 現行水準の年末特別手当に加え生活防衛として一律100,000円の増額を行うこと。  | 1. 平成28年度特別手当については、平成28年3月16日に示したとおりであり、要求には応じられません。 |
| 2. 「成果・業績主義賃金」制度を廃止し、年齢賃金を設け60歳まで定期昇給を行うこと。  | 2. }<br>3. } 要求には応じられません。                            |
| 3. 「多様な人材の更なる活躍推進に向けたサービス制度等の見直し」として導入され、その運用により可能となった労働時間の分断勤務は、今まで社員の健康維持や長時間労働の規制を考慮して NO 残業ダイを決めてきた経過を無視するものであり廃止を要求します。 |  |
| 4. 高年齢者・雇用安定法と労働契約20条の趣旨により以下要求します。<br><br>① 社員の定年を65歳とし、全ての社員に65歳までの雇用を保障し、満了型社員が退職後無年金となっている事を解消する事。                       |  |

|   |   |
|---|---|
| <p>② 単身赴任者の帰郷旅費実費手当回数が、現在は職種等の違いにより差別されているので、均等待遇とすること。</p> <p>③ 東日本本社及び各総合会社等の職場で働く、有期労働契約社員と無期労働契約社員間の不合理な労働条件を均等待遇とする事。</p> <p>5. 日帰り日当が廃止されて以降、営業外勤担当は外に出て仕事をすると外勤手当が支給されるが、SE担当や支援担当が外に出て同じ仕事をしても手当は出ません。<br/>日帰り日当を復活させ不公平な制度を改善すること。</p> <p>6. 年次有給休暇の1時間単位の運用は、現在、年間最大40時間までとなっているが、制限をなくし、各人が保有する残年休の範囲で運用できるようにすること。</p> <p>7. 幕張テクノガーデンビルD棟15階の事務室は東日本-南関東社員と東日本社員合わせて100人以上が働く環境となっているが、会社の垣根は軽微なパーティション分けを行っているだけであり、それぞれの離間距離も近く、窮屈であるので、より広い労働環境とする事。</p> <p>8. 営業推進本部 マーケティング部門で外勤として働く女子社員に女性用の防寒着を貸与すること。</p> | <p>② 要求には応じられません。</p> <p>③ 議論する考えはありません。<br/>なお、他社の労働条件については、回答する立場にはありません。</p> <p>5. 要求には応じられません。</p> <p>6. 年次有給休暇の1時間単位の取得については、関係法令等に則り、年5日を限度とするものであり、要求には応じられません。</p> <p>7. 職場環境の整備については、関係法令に則り、必要な措置を講じているところであり、必要措置を講じているところであり、要求には応じられません。</p> <p>8. 被服の貸与については、必要な措置を講じているところであり、要求には応じられません。</p> |
|---|---|

|  |   |
|--|---|
| <p>9. 東日本NTT関連合同労働組合への便宜<br/>供与は他労組と差別しない事。</p> <p>① 各支部にも組合事務室を設置すること。</p> <p>② 組合員が所在するマーケティング部門東京センタ(千住ビル)に組合掲示板を設置すること。</p>      | <p>9.</p> <p>① } 組合事務室及び組合掲示板の貸与については、団体交渉等で論議しているとおりであり、今後</p> <p>② } においても引き続き議論していく考えであります。</p> <p>なお、貴組合との労使対応については、関係法令に則り、適正に実施しているところであります。</p>  |
| <p>10. 福利厚生に関する改善要求</p> <p>① カフェテリアポイントを増し、2年間繰り越しを可能とすること。</p> <p>② 社員アンケートなどをもとにカフェテリアメニューを拡大し充実を図ること。</p> <p>③ 食堂補助金の増額をすること。</p> | <p>10.</p> <p>① } 要求には応じられません。</p> <p>② }</p> <p>③ }</p>  |
| <p>11. 個人所有等パソコンの自己点検の強要は行わず、自主点検とすること。</p>  | <p>11. 業務運営上の施策については、会社の責任により計画し、実施していく考えであります。</p> <p>なお、個人PC等点検については、社員等が自ら点検を実施することにより、一人ひとりの情報セキュリティに関する意識向上を図ると共に、意図せず個人PC等に会社情報が保存され、ネットワーク上に流出する等のリスクを回避し、会社のみならず、社員やその家族を守る観点から実施するものであります。</p> |

|   |   |
|---|---|
| <p>12. 2011年の3月11日に発生した東日本大地震(以後 震災)から5年8ヶ月が経過しました。過去の教訓にまなび、巨大地震等が発生した事に備える為に、避難、退避方法等そして安全対策について以下要求します。</p> <p>① 震災の教訓を生かし避難方法や誘導等について再確認する意味で実践的な避難訓練を実施すること。</p> <p>② 退避方法について会社としての明確な方針を示すこと。</p> <p>③ 社員全員に防災ヘルメットを貸与すること。</p> <p>④ 2011年の大震災で交通手段も宿泊施設もなく徒歩で8時間以上かけて帰宅して社員もいる。余震で電車が不通になった場合の帰宅方法について、できるだけ自宅に帰れるように、社員の通勤実態を考慮した取り組みとして帰宅方法等を明記した防災マニュアルを作成すること。</p> <p>⑤ 震災等で帰宅不可能になった社員を想定して、休憩室等で仮泊できるように寝具、毛布、畳、3日分の水、食料を常備すること。</p> <p>13. 各ビルに設置されている救急救命装置「AED」を緊急の場合、速やかに使用できるように以下の措置を求める。</p> | <p>12.</p> <p>①</p> <p>②</p> <p>③</p> <p>④</p> <p>⑤</p> <p>災害時等の安全対策については、必要な措置を講じているところであり、今後も適正に対処していく考えであります。</p> <p>13.</p> |
|---|---|

① 毎年、全社員に救急救命装置「AED」の実技訓練を実施すること。

① 本件については、必要な対処を講じているところであります。